２０１１年度札幌市国保一部負担金減免基準

２０１１．７．１施行

医療費一部負担金減免基準

対象　① 災害等により、家屋等の災害による損害面積が２０％以上のとき
②不作・不漁等の理由により、減免等期間の収入平均額が前年平均収入額と比較して２０％以上減少する見込みのとき
③事業の休廃止・失業等により、減免期間の収入平均額が前年平均収入額と比較して２０％以上減少する見込みのとき
④前各号に類する事由があったとき　（以上要綱第２条）
【＊注意　右の②を参照】

対象除外　１　対象となる事実が発生した月から６か月を過ぎた世帯（生保申請準備中の世帯は除く）
２　納付意思がない世帯（滞納があったり資格証明書でも可）

減免期間　①　開始月をふくめ、３ヵ月以内。必要であれば延長３ヵ月以内（要綱第６条）
②　あらかじめの申請だが、急患その他やむを得ない事情があれば事後でも可（要綱第８条）

手続き　・各区の保険年金課窓口にいく
・該当することを証明する書類（罹災証明・給与証明・収入申告書・離職証明書など）と預貯金通帳・印鑑必要。医師の意見書はこのとき不要。
・急患などでやむを得ない場合は、後で提出できる。
・各区保健福祉部長の決裁。決定通知が届いたら、通知書・印鑑・保険証を持参し、「証明書」を受け取り、医療機関に提出する。

免　除　減免期間生活費（Ａ）≦免除基準額（Ｂ）（生活保護基準額＋３５．４００円）
（注：生活保護基準額＋３５．４００円以下であれば免除になる）

減　額　割合（％）＝１－ $\dfrac{\text{減免期間生活費}-\text{生活保護基準額}}{\text{生活保護基準額}}$

（注：生活保護基準額×２未満だと減額になるということです。）
＊１０％未満の端数は切り上げる。１０％未満の場合は１０％とする。

計算例　５０才単身　前年収入２４０万円だったが、３か月前に失業し月１２万円のバイト。 家賃４万円。税金等１万円．１か月入院が必要。預金６万円。

①　対象になるか　前年収入２４０万円は所得にすると１５０万円（月12.5万）
収入見込み年収１４４万円は所得にすると７９万円（6.58万）
月額１２．５万→６．５８万円と５２％に減少　対象になる

②　減免判定の計算
減免期間生活費（Ａ）＝９５，３４０円（１か月分）
（収入見込み１２万円－基礎控除２４．６６０円－税金１万円＋預金１万）
免除基準額（Ｂ）＝１４９，３４０円
（保護基準額１１３，９４０円＋３５，４００円）
（Ａ）９５，３４０円≦（Ｂ）１４９，３４０円 なので、判定は免除

一部負担金減免についての用語解説　（札幌市職員マニュアルから）

留意点　・２０％以上の減少対象判定には所得額を使う。
・減免割合の判定には、収入額をつかう。

①　一部負担金とは　－入院・外来とわず医科・歯科・調剤すべての支払い
②　前年平均実収入月額　－前年所得（年収入－給与所得控除額）を１２か月で割った額
③　減免期間の収入見込額　－減免期間の見込み収入から必要経費を引いた額
収入＝基本給、手当、ボーナス、営業所得、年金、仕送り
子ども手当などすべてはいる。
経費＝生保基礎控除・保険料・税金・組合費・通勤費
④　減免期間生活費　－減免期間の収入見込額と預貯金を合算した額
⑤　預貯金額の限度　・減免期間３か月の場合－－保護基準額の６か月以下
・減免期間２か月の場合－－保護基準額の４か月以下
・減免期間１か月の場合－－保護基準額の３か月以下
⑥　預貯金額の計算　－申請時の預貯金額を６で割り、減免期間の月数分を掛けた額
⑦　生活保護基準額　－生活扶助（加算含む）＋教育扶助＋住宅扶助
⑧　対象となる事実　－収入減少等により実際に一部負担金が払えなくなった事実
慢性疾患であっても対象外としない。

＊課題　１、「所得が２０％以上減少していないと対象とならない。」としている。
（注：仙台高裁判決で「生活の困窮した被保険者の支援・保護を目的としたものなので、可否の判断は、生活保護基準を目安にすることが合理的」との判決がある。支払い困難の事情を主張しあきらめずに申請しよう。
（2011.1.19 秋田仙北市の事例）
２、対象となる事実が発生した月から６か月を過ぎたらダメとしている
３、医療費の減免だけでは既に生活できない状況にある場合に、「保護制度や他制度の利用を助言する」としている。
（注：「自らの意志で保護を受けない場合、一部負担金の減免制度を活用することが、保護の補足性（他方優先）の趣旨にも合致する）との「同判決」がある。

一部負担金徴収猶予について（一部負担金減免取扱要綱第３条）

第３条　「徴収猶予は、対象世帯であって、猶予期限までに納付することが確実な世帯に行うものとする。
第３条２　「申請のあった日の属する月を含めて３か月以内の一部負担金について６か月以内の期限を限って行うものとする。
注：徴収猶予すると、医療費の支払いは国保課から医療機関に支払われます。そして国保課が本人から徴収することになります。